

災害支援事業実施要項

1 目的

秋田県在宅保健師等ゆずり葉の会（以下「会」という。）は、県内で発生した自然災害（地震、豪雨、台風等）により甚大な被害が発生した際、県や市町村または関係機関から依頼があったときに、地域住民が健康的な生活を送られるよう、他の専門分野と協力し支援等を行うことを目的とする。

2 広報

秋田県・各市町村・関係機関等の様々な場、機会に事業を広報する。また、秋田県国民健康保険団体連合会の情報誌等も活用し広報する。

3 支援条件

- （1）原則として、県内で発生した災害であること。
- （2）県や市町村または関係機関からの依頼によるものであること。

4 支援対応

- （1）事業担当者を置く。
- （2）担当者は毎年度、名簿を作成し事業実施に備える。
- （3）担当者は支援時に依頼元と協力会員との調整を行う。

5 支援内容

- （1）依頼元からの支援内容に基づき、被災者の健康的な暮らしと心身への支援等を行う。
- （2）記録と報告について
 - ・依頼元に記録様式があるときは、その様式に記載し、報告を行う。
 - ・様式が定められていないときは、災害支援活動報告書（様式1）、災害支援相談報告書（様式2）に記載し報告を行う。
 - ・記録は、会においても保存する。

6 謝礼金

- （1）謝礼金がある場合は従事者が受領する。
- （2）謝礼金がない場合は、旅費込みで1時間あたり1,000円程度を支払うものとする。

7 保険

「傷害総合保険」を適用する。

8 個人情報保護

個人情報保護を厳守する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度協議する。

附 則

この要項は令和7年3月10日から適用する。